

# 沖縄市生涯学習市民意識調査業務

## 概要仕様書

プロポーザル選定結果に基づき、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、業務委託仕様内容を決定する。

令和4年8月

沖縄市教育委員会 教育部

生涯学習課

## 1 業務の目的

市民の生涯学習に関する実態等を調査し「沖縄市生涯学習のまちづくり推進計画」(平成 25 年度～令和 4 年度)期間中の生涯学習推進の進捗状況や市民意識の変化を把握するため調査をおこなう。

## 2 委託期間

着手の日(9月)から令和4年12月末日まで

## 3 業務内容

本業務は、次に掲げる業務を範囲とする。

### (1) 評価項目の設計と標本数

#### 1) 市民の生涯学習ニーズ把握

市民の生涯学習に関する実態等を調査し、「沖縄市生涯学習のまちづくり推進計画」(平成25年度～令和4年度)期間中の生涯学習推進の進捗状況や市民意識の変化を把握する。

#### 2) 調査項目の設定と依頼文書等の作成

①アンケート調査の対象者は、「市民」とすること。

②適切な手法を用いて、アンケート調査回答の集計結果から市民ニーズを分析できるよう、設問を設計すること。

③質問に対する回答は、主として選択肢とし、複数回答においては、それらの優先順位まで把握できるように設計すること。

④アンケート調査票は、回答者が趣旨を理解しやすく、回答しやすいよう工夫すること。

⑤アンケート調査の標本数等は、以下のとおりとする。

対象者	標本数	対象者の条件
市民	2,000 名	20 歳以上の市民

⑥趣旨を説明したアンケート調査への協力依頼文など、アンケート調査にあたって必要な文書を作成すること。

### (2) 実施準備・・・印刷、封入等

①アンケート調査票等は、受注者で印刷し、宛名が明示された封筒に、アンケート調査票及び返信用封筒を封入すること。

②アンケート調査対象者は、本市が住民基本台帳より抽出し、宛名シールへの宛名印刷をおこなう。この場合、宛名シールの印字に必要な消耗品は受注者が用意し、宛名印刷後の宛名シールの封筒への貼り付けは、受注者でおこなうこと。

③宛名等が明示された封筒に、対象のアンケート調査票及び返信用封筒等を封入すること。

④アンケート調査対象者からの質問対応としてフリーコールを設置すること。

⑤アンケートの返送先は本市とすること。

### (3) 調査実施・・・発送と回収

①アンケート調査の発送と返信に係る費用(再送付を含む)は、受注者の負担とすること。

②本市で保管している「市民」アンケートの回答を適宜、受注者にて回収すること。

③フリーコールにおいてアンケート調査対象者からの質問等に対応すること。

④アンケート調査対象者に回答を促し、回収率の向上に取り組むこと。

### (4) 集計と分析

①集計分析仕様を作成し、本市の了承を得たうえで、集計・分析作業を行うこと。

②集計分析仕様に基づき、単純集計・クロス集計分析のほか、前回調査との比較分析等の必要な集計等を行い、市民ニーズを分析すること。

③分析の際、必要に応じて追加集計を行い、分析を深めること。

### (5) アンケート調査報告書の作成

①本件調査概要を説明すること。

②調査ごとにクロス集計結果をはじめとした分析結果の詳細を記載するとともに、各調査間で比較を行う項目の比較結果等を掲載すること。

③アンケート調査票のサンプルを掲載すること。

## 4. 成果品の納品

### (1) 成果品

①アンケート調査報告書

調査結果をまとめた報告書を紙媒体で 100 部納品すること。

※報告書の紙媒体の規格は、原則A4版、ページ数は任意とする。

②アンケート調査報告書データ

市の指定するデータ形式で、報告書の印刷用データ一式を納品すること。

③アンケート調査集計・分析データ

市が指定するデータ形式で、集計や分析データ一式を納品すること。

④打合せ協議等の議事概要及び電子データ一式

⑤成果品の納品場所

沖縄市教育委員会 教育部 生涯学習課

⑥成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品については本市に帰属するものとし、第三者に貸与または公表してはならない。

## 5 その他

### (1) 著作権の処理

本件業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。

また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

(2) 本業務で知り得た機密情報を第三者に漏らしてはならない。

(3) 個人情報を取扱う場合は、沖縄市個人情報保護条例及び同施行規則を遵守し、その取扱いにより個人の権利利益を侵害することがないように最大限努力すること。

(4) 受注者は、本業務の実施について疑義があるときは本市と協議することができる。ただし、企画提案内容の実施にあたっての費用は、受注者の負担とする。